

# 国民健康保険税 Q & A

国民健康保険税について、お問合せの多いものをまとめましたので、ご参照ください。

**Q** 収入が無いのに国保税がかかるのはなぜですか？

**A** 国保税は、所得を元に計算する税額とは別に、「均等割額（人数割額）」と「平等割額（世帯割額）」があるため、収入がなくても一定の税額がかかります。  
なお、所得が低い世帯は、所得金額に応じた軽減により、税額を低くしています。

**Q** 昨年より税額が高くなっているのはなぜですか？

**A** 国保に加入する方が増えたり収入が増えた場合や、加入者に所得の申告をしていない人がいると高くなる場合があります。また、後期高齢者保険に加入したことによる特定世帯軽減（5年・8年）が終了することにより高くなる場合もあります。

**Q** 仕事を辞めて収入がないのに国保税が高いのはなぜですか？

**A** 税額は前年の所得で計算するため、収入がなくても高くなります。  
なお、会社が倒産したり、解雇された場合は、国保税が軽減されることがあります。（非自発失業者）  
※この軽減を受けるには申請が必要になります。

**Q** 国保に加入していないのに私宛てに納税通知書が届くのはなぜですか？

**A** 世帯主が納税義務者になるため、世帯に国保の加入者がいれば世帯主宛てに納税通知書をお送りしています。  
税額は実際に国保に加入している人の分だけで計算しています。（軽減判定をのぞく）

**Q** 社会保険に加入しているのに国保税の納税通知書が届くのはなぜですか？

**A** 社会保険等に参加した場合は、国保から脱退する手続きが必要になります。  
手続きをすると、社会保険に加入した日までさかのぼって国保を脱退するため、税額も計算しなおすことになります。

**Q** 国保を脱退したのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

**A** 脱退した時は、税額を実際に加入していた月数で再計算します。脱退するまでに納めた額が再計算後の税額に足りなければ納付の必要があります。納め過ぎている場合は払い戻し（還付）をします。

**Q** 国保税は年金から引かれるのに、納付書が届きました。二重納付では？

**A** 年度の途中で、所得の変更があったり、新たに加入した人がいる場合は国保税が増えます。増えた分は納付書または口座振替で納めるようになるため、二重納付ではありません。

**Q** 今年、後期高齢者保険に加入したのに国保税額は変わらないのですか？

**A** 年度の途中で75歳になる人は後期高齢者保険に加入することを見込んで国保税を計算しています。なお、後期高齢者保険に加入することで国保の加入者が一人になると、国保税には軽減がかかります。（最初の5年間は平等割が1/2軽減、その後3年間は1/4軽減）

**Q** 退職して国保に加入しないままですが、今から加入したらどうなりますか？

**A** 前の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入するため、国保税も（最大3年間）さかのぼって納めなければなりません。  
なお、保険証はさかのぼって使うことはできません。